

令和 7 年 1 0 月 2 6 日執行

紀北町長選挙

選挙公営（公費負担）の手引き

- 1 選挙運動用自動車の使用
- 2 選挙運動用ポスターの作成
- 3 選挙運動用ビラの作成

紀北町選挙管理委員会

はじめに

この手引は、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成並びに選挙運動用ビラの作成に係る経費の公費負担を受ける場合の手続について記述したものです。

目 次

1 公費負担制度とは	1
2 公費負担の種類	1
3 対象となる候補者	1
4 公費負担の限度額	2
5 諸手続	4
【1】契約締結と契約届出.....	4
【2】確認申請.....	4
【3】使用（作成）証明書の交付.....	4
【4】費用の請求.....	5
・選挙運動用自動車（ハイヤー・タクシー）の諸手続について.....	6
・選挙運動用自動車の借入（ハイヤー・タクシー以外）の諸手続について.....	8
・選挙運動用自動車の燃料代（ハイヤー・タクシー以外）の諸手続について.....	10
・選挙運動用自動車の運転手（ハイヤー・タクシー以外）の諸手続について.....	12
・選挙運動用ポスターの作成の諸手続について.....	14
・選挙運動用ビラの作成の諸手続について.....	16

1 公費負担制度とは

この制度は、紀北町長選挙及び紀北町議会議員選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ポスターの作成」及び「選挙運動用ビラの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、紀北町が各契約業者等に直接その費用をお支払するものです。それぞれの限度額が定額で支払われるのではなく、限度額の範囲内で**実際に要した費用**のみ公費から支払われます。

2 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、紀北町の条例及び公職選挙法で上限額等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは以下の3つです。

- (1) 選挙運動用自動車の使用
- (2) 選挙運動用ポスターの作成
- (3) 選挙運動用ビラの作成

3 対象となる候補者

この選挙公営制度においては、町が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、すべて自己負担となります。

◆町長選挙における供託物没収点……………有効投票数×1/10

◆町議会議員選挙における供託物没収点……有効投票数÷議員定数×1/10

4 公費負担の限度額

(1) 選挙運動用自動車の使用

区 分		公 費 負 担 の 対 象	公費負担の限度額	備考
選挙運動用自動車の使用	1 一般乗用旅客用自動車運送事業者との契約 (ハイヤー、タクシーの借上げ)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (1日について1台に限る)	1日 64,500円×5日 =322,500円	1の契約と2の契約は選択
	2 ①自動車に掲げる契約以外 の契約の場合	①自動車の借入れ契約 (レンタル、個人、会社等からの借上げ)	1日 16,100円×5日 =80,500円	
		②燃料の供給契約	1日 7,700円×5日 =38,500円	
		③運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額 (1日について1人に限る)	

※一般乗用旅客自動車運送事業者との契約（ハイヤー、タクシーの借上げ）とは、道路運送法第3条第1項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者と燃料及び運転手込みで自動車を借り入れる契約方式です。燃料代及び運転手雇用の公費負担制度を併用することはできません。

(2) 選挙運動用ポスターの作成

公費負担額	単価の上限	枚数の上限
$\frac{\text{作成単価と①の少ない方の額}}{\text{作成枚数と②の少ない方の枚数}} \times 100 \text{ 箇所 (ポスター掲示場数)}$	$\frac{586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times 100 \text{ 枚} + 316,250 \text{ 円}}{100 \text{ 箇所 (ポスター掲示場数)}} = 3,750 \text{ 円} \cdots \text{①}$ [1円未満の端数は切上げ]	100枚・・・② (ポスター掲示場数=100箇所)

[公費負担上限額：3,750円/枚×100枚=375,000円]

【例1】選挙運動用ポスター120枚作成を66万円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、660,000円÷120枚=5,500円になります。この場合は、作成単価が上限を超え、作成枚数も上限を超えているため、上限の3,750円×100枚= **375,000円** が公費負担の対象となります。この額を超える分285,000円は候補者の負担になります。

【例2】選挙運動用ポスター120枚作成を16万5,000円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、165,000円÷120枚=1,375円になります。この場合は、作成単価は上限以下ですが、**作成枚数がポスター掲示場数（公費負担の対象上限枚数）を超えているため、1,375円×100枚=137,500円** が公費負担の対象となります。残りの1,375円×20枚=27,500円は候補者の自己負担になります。

(3) 選挙運動用ビラの作成

ア 町長選挙の場合

公費負担の対象	単価の上限	枚数の上限【町長】
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	8円38銭・・・①	5,000枚・・・②

〔公費負担上限額：8円38銭/枚×5,000枚＝41,900円〕

【例1】町長選挙運動用ビラ6,000枚作成を3万6,000円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、36,000円÷6,000枚＝6円になります。
この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、6円×5,000枚＝30,000円が公費負担の対象となります。この額を超える分6,000円は候補者の負担になります。

【例2】町長選挙運動用ビラ4,000枚作成を4万4,000円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、44,000円÷4,000枚＝11円になります。この場合は、作成枚数は上限以下ですが、作成単価が上限を超えているため8円38銭×4,000枚＝33,520円が公費負担の対象となります。この額を超える分10,480円は候補者の負担になります。

イ 町議会議員選挙の場合

公費負担の対象	単価の上限	枚数の上限【町議】
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	8円38銭・・・①	1,600枚・・・②

〔公費負担上限額：8円38銭/枚×1,600枚＝13,408円〕

【例1】町議会議員選挙運動用ビラ2,000枚作成を1万1,000円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、11,000円÷2,000枚＝5円50銭になります。この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、5円50銭×1,600枚＝8,800円が公費負担の対象となります。この額を超える分2,200円は候補者の負担になります。

【例2】町議会議員選挙運動用ビラ1,000枚の作成2万2,000円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、22,000円÷1,000枚＝22円になります。この場合は、作成枚数は上限以下ですが、作成単価が上限を超えているため8円38銭×1,000枚＝8,380円が公費負担の対象となります。この額を超える分13,620円は候補者の負担になります。

5 諸手続

【1】 契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、役務提供者や物品提供者等が業としな
い『個人』であっても、全て有償契約を締結しその旨を届出しなければなりません。

- (1) 届 出 先 ・ 紀北町選挙管理委員会
- (2) 届出期日 ・ 契約が立候補届出の前の場合・・・立候補届出の時
・ 契約が立候補届出の後の場合・・・契約締結後直ちに
- (3) 添付書類 ・ 各業者等との契約書の写し

◆ 注 意

- 1 「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約
以外の契約の場合」については、①自動車の借入れ、②燃料代、③運転手の雇用の
それぞれ個別の契約書の写しが必要です。
- 2 契約の相手方が生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務
を業として行うものに限ります。

【2】 確認申請

下記（１）については、公費負担の適用を受けようとする場合は、確認申請が必要
です。

（１）確認申請が必要なもの

- | | |
|----------------|------------------|
| ・ 選挙運動用自動車の燃料代 | 金額の制限範囲内であることの確認 |
| ・ 選挙運動用ポスターの作成 | 作成限度枚数（掲示場数）の確認 |
| ・ 選挙運動用ビラの作成 | 作成限度枚数の確認 |

（２）確認申請の方法

- ・ 確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
- ・ 確認申請書には、すでに確認を受けた金額（枚数）を記載する必要上、申請書
の写し又は控えを保管してください。
- ・ 確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

（３）確認申請書の提出先 紀北町選挙管理委員会

（４）確認書の交付

- ・ 申請に基づき選挙管理委員会から確認書を交付します。
- ・ 交付を受けた確認書は直ちに業者に提出してください。
- ・ 確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

【3】 使用（作成）証明書の交付

上記【1】の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用（作
成）証明書」を作成し、契約業者等に交付（１部）しなければなりません。なお、この
「使用（作成）証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要
があります。

【４】費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、紀北町選挙管理委員会が業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

（１）請求する際に必要な提出書類 **契約業者等⇒町選管へ提出**

区 分		必 要 書 類 【提出書類チェックリスト】
選挙運動用自動車の使用	一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合（ハイヤー・タクシー）	☐ ①請求書【様式第７号（その１）】 ☐ ②請求内訳書【様式第７号（別紙１）】 ☐ ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第４号（その１）】
	上記以外の契約による場合 自動車 の 借 入 れ	☐ ①請求書【様式第７号（その１）】 ☐ ②請求内訳書【様式第７号（別紙２の１）】 ☐ ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第４号（その１）】
	燃 料 代	☐ ①請求書【様式第７号（その１）】 ☐ ②給油伝票の写し ☐ ③請求内訳書【様式第７号（別紙２の２）】 ☐ ④選挙運動用自動車使用証明書【様式第４号（その２）】 ☐ ⑤選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第３号（その１）】
	運転手の報酬	☐ ①請求書【様式第７号（その１）】 ☐ ②請求内訳書【様式第７号（別紙２の３）】 ☐ ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第４号（その３）】
選挙運動用ポスターの作成		☐ ①請求書【様式第７号（その３）】 ☐ ②請求内訳書【様式第７号（別紙）】 ☐ ③選挙運動用ポスター作成証明書【様式第６号】 ☐ ④選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第３号（その３）】
選挙運動用ビラの作成		☐ ①請求書【様式第７号（その２）】 ☐ ②請求内訳書【様式第７号（別紙）】 ☐ ③選挙運動用ビラ作成証明書【様式第５号】 ☐ ④選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第３号（その２）】 ☐ ⑤ビラの見本

（２）請求書の提出の際の注意

- ・ 支払方法は口座振込みで行いますので、振込先は正確に記入してください。
- ・ 公費負担の請求をする場合は、選挙期日（10月26日）後15日以内、選挙運動費用収支報告書の提出期限の【令和７年11月10日（月）まで】に請求書を提出するように、契約事業者等にお伝えください。

（３）請求書の提出先

紀北町東長島 7 6 9 番地 1 紀北町選挙管理委員会事務局
TEL 0597-46-3111

選挙運動用自動車の使用 (ハイヤー・タクシー)

包括契約

(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合)

候補者名

提出者名

紀北町選挙管理委員会提出時には、この書類にチェックを入れ、表紙にしてください。

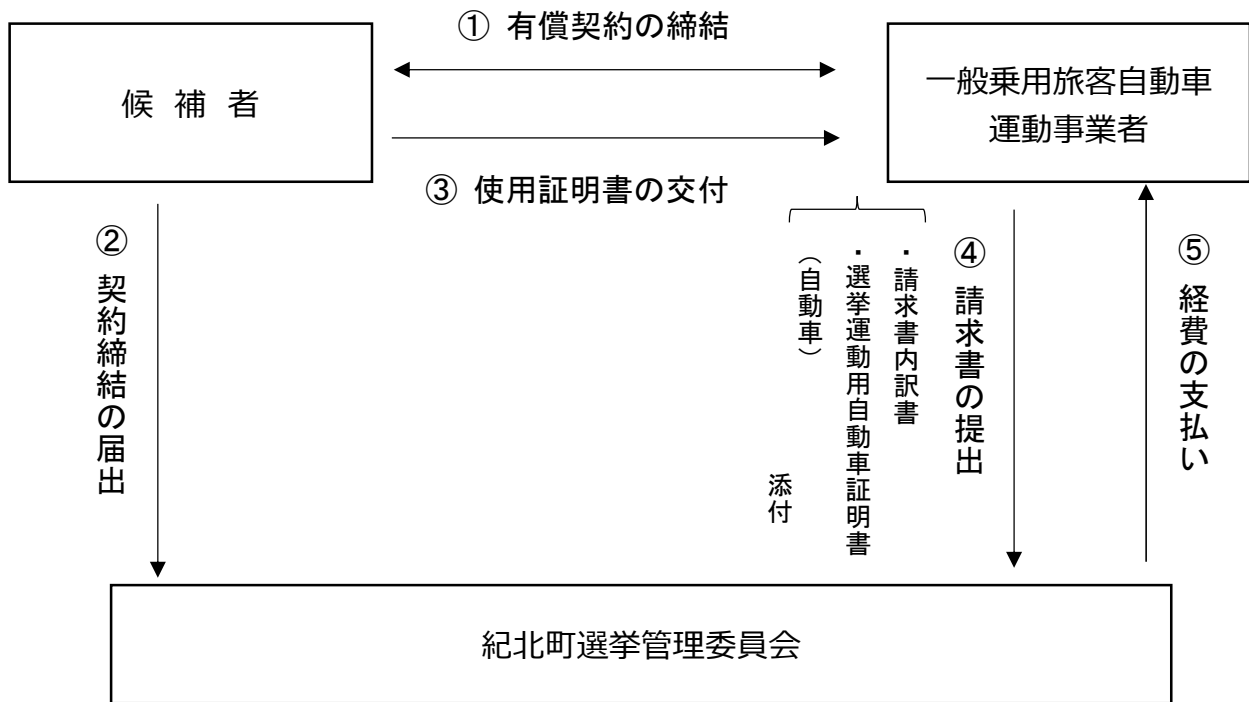
☐ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類 候補者⇒選管

提出 時期	様 式 名	チェック
届出日 から 公示日 から （告示日から） 公費対象	契約書の写し	【候補者】
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号（その1）】	【候補者】

☐ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類 契約業者等⇒選管

提出 時期	様 式 名	チェック
請求時 （11月10日（月） 期限）	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第4号（その1）】	【契約業者等】
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第7号（その1）】	【契約業者等】
	請求内訳書 【様式第7号（別紙1）】	【契約業者等】

選挙運動用自動車の使用
（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約）
※ハイヤー・タクシーの借上げ



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 （候補者と運送業者）	選挙運動用自動車運送契約書 （契約に関する書面）	
②	①の契約締結の届出 （候補者⇒町選管）	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号（その1）】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 （候補者⇒運送事業者）	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第4号（その1）】	
④	請求書の提出 （運送事業者⇒町長）	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第7号（その1）】 請求内訳書（別紙1）	③の使用証明書
⑤	経費の支払 （町長⇒運送事業者）		

注） 1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は町長へ④の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、紀北町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用自動車の使用 (自動車の借入れ)

個別契約

(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の自動車の借入れ)

候補者名

提出者名

紀北町選挙管理委員会提出時には、この書類にチェックを入れ、表紙にしてください。

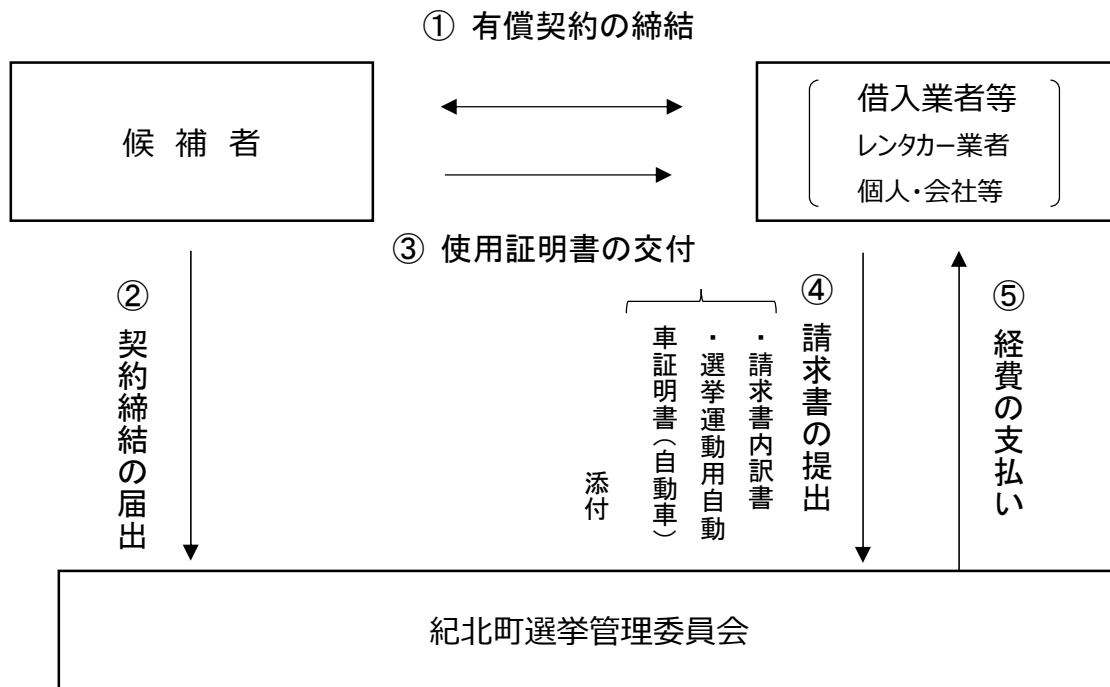
☐ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類 候補者⇒町選挙管理委員会

提出 時期	様 式 名	チェック
届出日 から 公示日 から (告示日から) 公費対象	契約書の写し	【候補者】
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号(その1)】	【候補者】

☐ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類 借入業者等⇒町選挙管理委員会

提出 時期	様 式 名	チェック
請求時 (11月10日) (月)期限	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第4号(その1)】	【借入業者等】
	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第7号(その1)】	【借入業者等】
	請求内訳書 【様式第7号(別紙2の1)】	【借入業者等】

選挙運動用自動車の使用
(自動車の借入れ)
※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	選挙運動用自動車運賃貸借契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号(その1)】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第4号(その1)】	
④	請求書の提出 (借入業者等⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第7号(その1)】 請求内訳書(別紙2の1)	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒借入業者等)		

- 注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、借入業者等は町長へ④の請求をすることはできません。
- 2 町長に対する上記の請求については、紀北町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用自動車の使用 (燃料代)

個別契約

(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の燃料代)

候補者名

提出者名

紀北町選挙管理委員会提出時には、この書類にチェックを入れ、表紙にしてください。

☐ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類 候補者⇒町選挙管理委員会

提出 時期	様 式 名	チェック
届出日 から 公費対象 (告示日から)	契約書の写し	【候補者】
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号(その1)】	【候補者】
	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第2号(その1)】	【候補者】

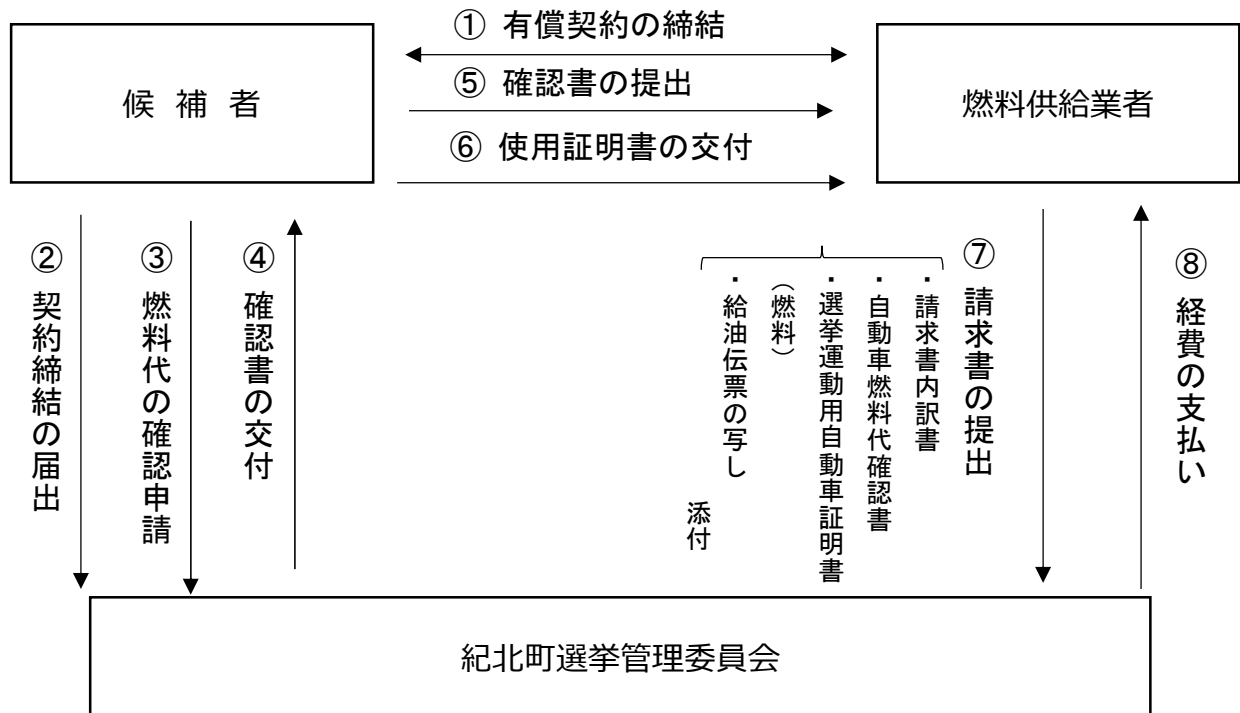
☐ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類 燃料供給業者⇒町選挙管理委員会

提出 時期	様 式 名	チェック
請求時 (11月10日 (月)期限)	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第3号(その1)】	【燃料供給業者】
	選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 【様式第4号(その2)】	【燃料供給業者】
	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第7号(その1)】	【燃料供給業者】
	請求内訳書 【様式第7号 請求内訳書(別紙2の2)】	【燃料供給業者】
	給油伝票の写し	【燃料供給業者】

選挙運動用自動車の使用

(燃料代)

※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車燃料供給契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号(その1)】	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第2号(その1)】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第3号(その1)】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)		
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 【様式第4号(その2)】	
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第7号(その1)】 請求内訳書(別紙2の2) 給油伝票の写し	④の確認書 ⑥の使用証明書
⑧	経費の支払 (町長⇒燃料供給業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、紀北町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用自動車の使用 (運転手)

個別契約

(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の運転手の報酬)

候補者名 _____

提出者名 _____

紀北町選挙管理委員会提出時には、この書類にチェックを入れ、表紙にしてください。

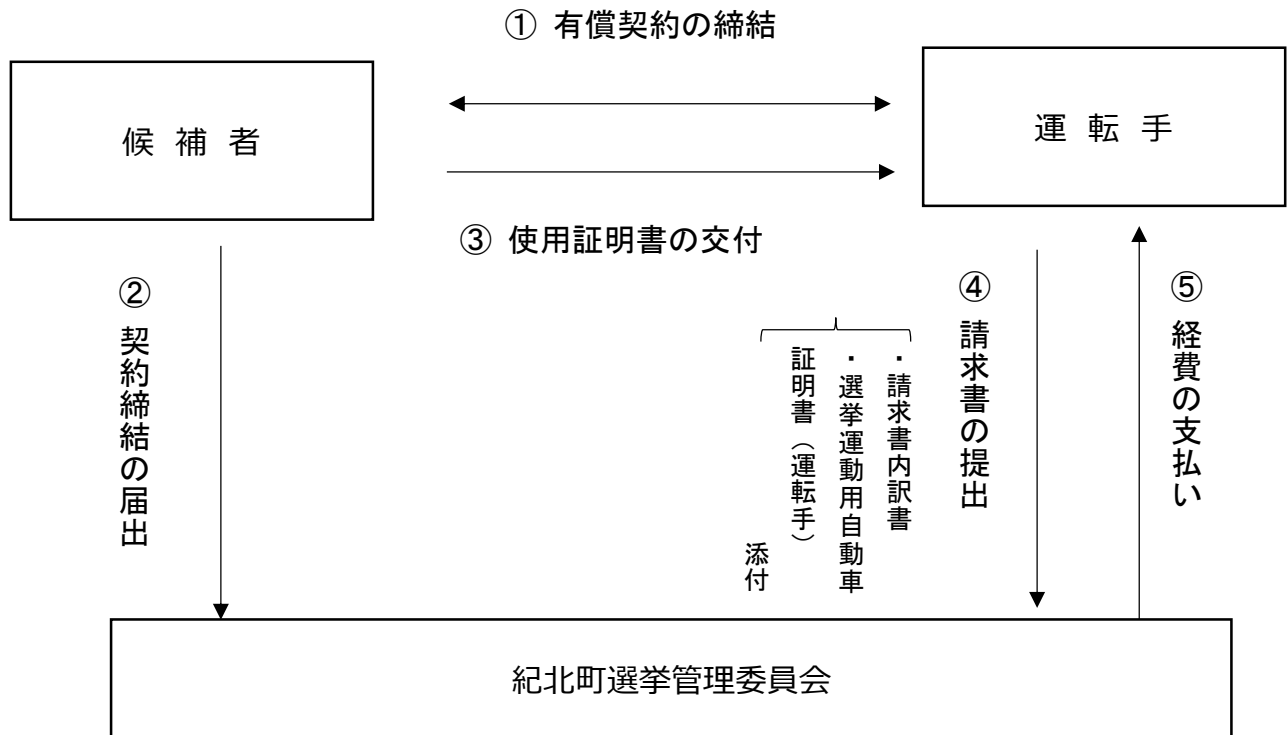
☐ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類 候補者⇒町選挙管理委員会

提出 時期	様 式 名	チェック
届出日 から 公示日から 公費対象	契約書の写し	【候補者】
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号(その1)】	【候補者】

☐ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類 運転手⇒町選挙管理委員会

提出 時期	様 式 名	チェック
請求時 (11月10日 (月)期限)	選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【様式第4号(その3)】	【運転手】
	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第7号(その1)】	【運転手】
	請求内訳書 【様式第7号 請求内訳書(別紙2の3)】	【運転手】

選挙運動用自動車の使用
(運転手の雇用)
※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運転手の雇用者)	選挙運動用自動車運転契約書 (契約に関する書面)	
②	有償契約の締結 (候補者と運転手の雇用者)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号(その1)】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運転手)	選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【様式第4号(その3)】	
④	請求書の提出 (運転手⇒町長)	請求書(運転手) 【様式第7号(その1)】 請求内訳書(別紙2の3)	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒運転手)		

- 注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運転手は町長へ④の請求をすることはできません。
- 2 町長に対する上記の請求については、紀北町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用ポスターの作成

候補者名

提出者名

紀北町選挙管理委員会提出時には、この書類にチェックを入れ、表紙にしてください。

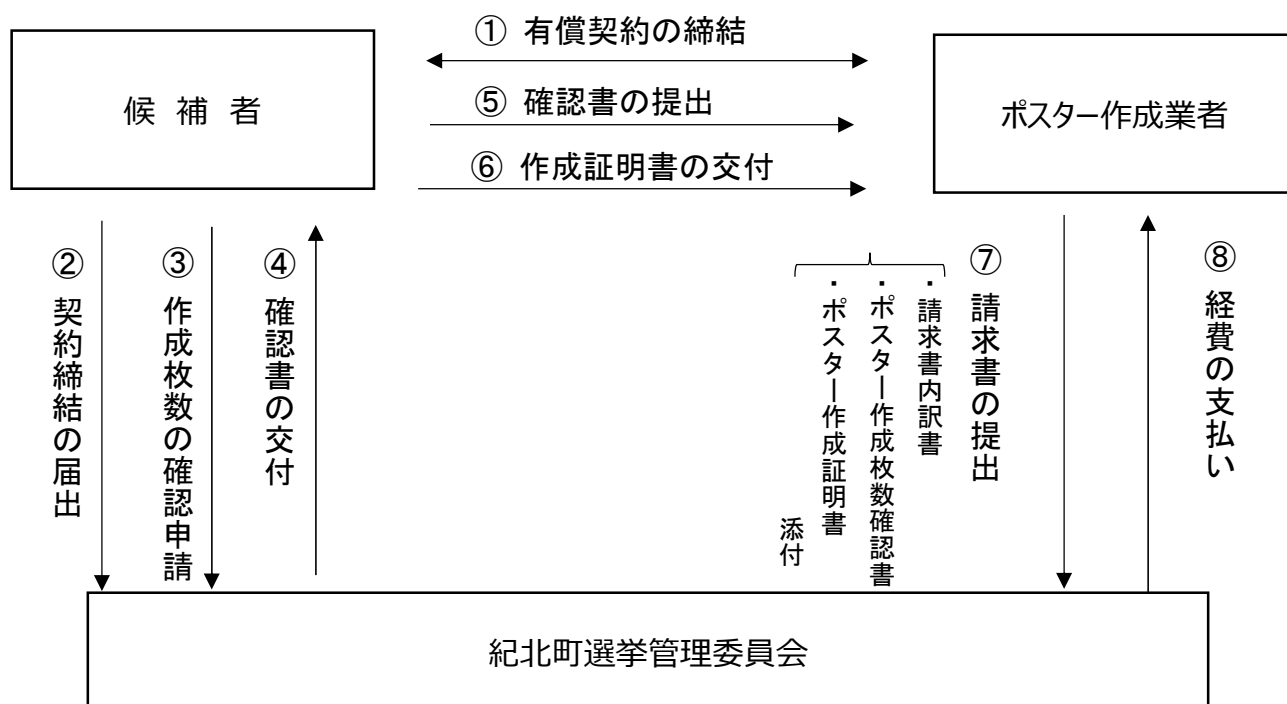
☐ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類 候補者⇒町選挙管理委員会

提出 時期	様 式 名	チェック
届出日から (告示日から) 公費対象	契約書の写し	【候補者】
	選挙運動用ポスターの作成契約届出書 【様式第1号（その3）】	【候補者】
	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第2号（その3）】	【候補者】

☐ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類 ポスター作成業者⇒町選挙管理委員会

提出 時期	様 式 名	チェック
請求時 (11月10日 (月)期限)	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第3号（その3）】	【ポスター作成業者】
	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第6号】	【ポスター作成業者】
	請求書（選挙運動用ポスターの作成） 【様式第7号（その3）】	【ポスター作成業者】
	請求内訳書 【様式第7号（その3 別紙）】	【ポスター作成業者】

選挙運動用ポスターの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスターの作成契約届出書 【様式第1号(その3)】	①の契約書写し 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第2号(その3)】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第3号(その3)】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第6号】	
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者⇒町長)	請求書(選挙運動用ポスターの作成) 【様式第7号(その3)】 請求内訳書【様式第7号(その3別紙)】	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (町長⇒ポスター作成業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、紀北町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用ビラの作成

候補者名

提出者名

紀北町選挙管理委員会提出時には、この書類にチェックを入れ、表紙にしてください。

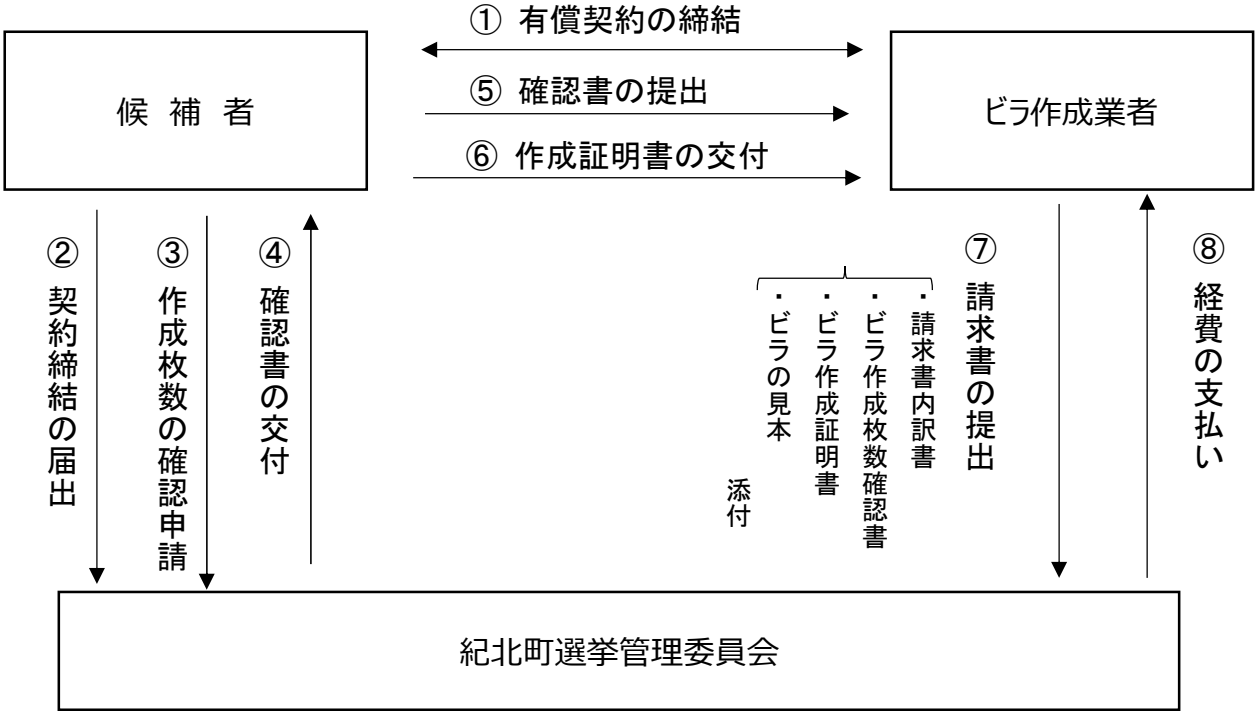
☐ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類 候補者⇒町選挙管理委員会

提出 時期	様 式 名	チェック
届出日から （告示日から） 公費対象	契約書の写し	【候補者】
	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第1号（その2）】	【候補者】
	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第2号（その2）】	【候補者】

☐ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類 ビラ作成業者⇒町選挙管理委員会

提出 時期	様 式 名	チェック
請求時 （11月10日 （月）期限）	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第3号（その2）】	【ビラ作成業者】
	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第5号】	【ビラ作成業者】
	請求書（選挙運動用ビラの作成） 【様式第7号（その2）】	【ビラ作成業者】
	請求内訳書 【様式第7号（その2 別紙）】	【ビラ作成業者】
	ビラの見本	【ビラ作成業者】

選挙運動用ビラの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第1号(その2)】	①の契約書写し 仕様が記載され た書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第2号(その2)】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第3号(その2)】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第5号】	
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者⇒町長)	請求書(選挙運動用ビラの作成) 【様式第7号(その2)】 請求内訳書【様式第7号(その2) 別紙】 ビラの見本	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (町長⇒ビラ作成業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ビラ作成業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、紀北町選挙管理委員会で受け付けます。